# 流域水害対策の推進について

## 令和5年1月23日

雲出川中流部流域水害対策協議会準備会

○ 浸水被害対策の総合的な推進のための流域水害対策計画(河川管理者、下水道管理者、都道府県知事、市町村長が共同)の策定、河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備、認定雨水貯留施設の整備、雨水の流出を抑制するための規制、開発・建築を制限するための規制等、流域一体となった浸水被害の防止のための対策を推進。



- 気候変動の影響による降雨量の増加により、現行の特定都市河川の指定要件(※)である「市街化の進展」以外の<u>自然的条件等の理由により浸水被害防止が困難な河川</u>において、従来想定していなかった規模での水災が頻発。(※)現行の特定都市河川の指定要件 =河道整備等による浸水被害の防止が市街化の進展により困難な河川
- これらの河川についても特定都市河川法の指定対象とし、流域一体となった浸水被害対策を講ずる必要。

## 【改正概要】

特定都市河川の指定要件に、「接続する河川の状況」又は「河川の周辺の地形等の自然的条件の特殊性」により河道等の整備による浸水被害の防止が困難な河川を追加

## 特定都市河川の指定対象

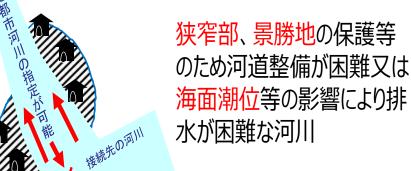
## 市街化の進展

市街化の進展が著しく、 <sup>5</sup> 流域内可住地の市街化 率が概ね5割以上の河川

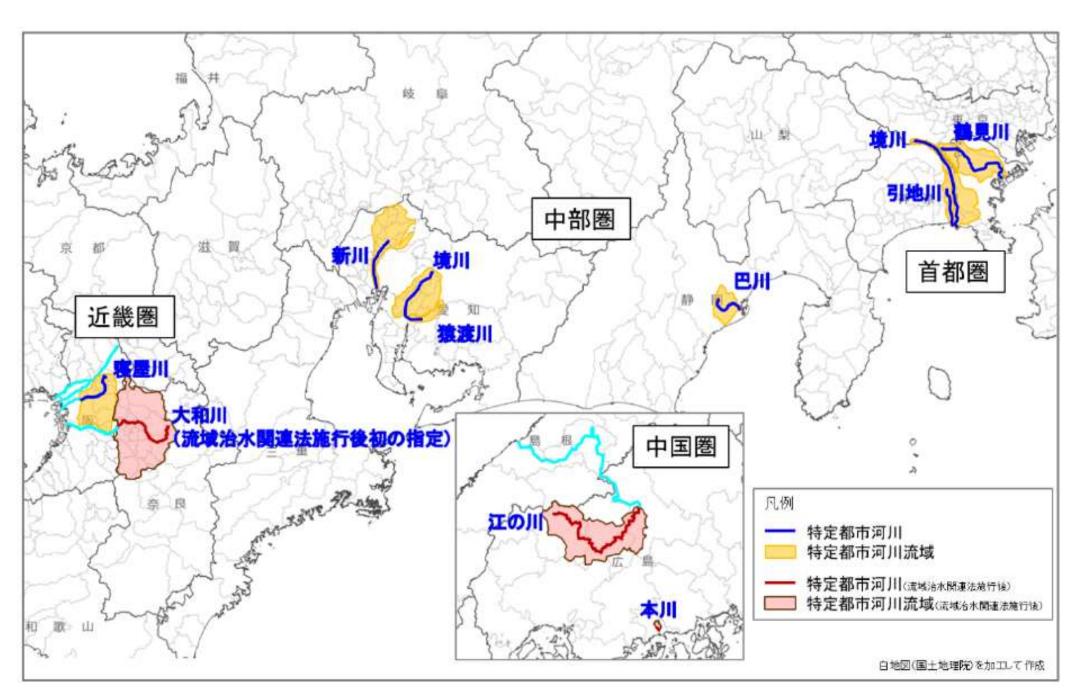


## 自然的条件等

本川からのバックウォーターや接続先の河川への排水制限が想定される河川







## 河川改修・排水機場等の 八一ド整備

流域水害対策計画に位置付けられたメニューについて、整備を加速化する

- 河道掘削、堤防整備
- 遊水地、輪中堤の整備
- 排水機場の機能増強 等

## 雨水貯留浸透施設の整備

流域で雨水を貯留・浸透させ、水害リスクを減らすため、公共に加え、民間による雨水貯留浸透施設の設置を促進する

①雨水貯留浸透施設整備計画の認定 都道府県知事等が認定することで、補 助金の拡充、税制優遇、公共による管理 ができる制度等を創設

• 対象:民間事業者等

規模要件: ≥30m³(条例で0.1-30m³の間で基準緩和が可能)

②国有財産の活用制度

国有地の無償貸付又は譲与ができる

• 対象: 地方公共団体









雨水貯留浸透施設の例

### 保全調整池 貯留機能保全区域 兩水貯留浸透施設 公園貯留 浸水被害防止区域 雨水浸透阻害 移転等の促進 河川管理者による 行為の許可 雨水貯留浸透施設 浸水被害防止区域 校庭貯留 下水道整備 河川改修 宅地内排水設備に 貯留浸透機能を付加 排水ポンプの 運転調整 他の地方公共団体の負担

## 雨水浸透阻害行為の 許可

田畑等の土地が開発され、雨水が地下に浸透せず河川に直接流出することにより水害リスクが高まることがないよう、一定規模以上の開発について、<mark>貯留・浸透対策を義務付ける</mark>

対象:公共・民間による1,000㎡※ 以上の雨水浸透阻害行為

※条例で基準強化が可能

## 保全調整池の指定

100m³以上の防災調整池を保全調整池として指定し、機能を阻害する埋立等の行為に対し、事前届出を義務付けることができる

• 指定権者:都道府県知事等

- 埋立等の行為の事前届出を 義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて 助言・勧告

## 浸水被害防止区域の指定

浸水被害が頻発し、住民等の生命・身体に著しい危害が生じるおそれのある土地を指定し、開発規制や居住誘導・住まい方の工夫等の措置を講じることができる

- 指定権者:都道府県知事
- 都市計画法上の開発の原則禁止(自己用住宅除く)
- 住宅・要配慮者施設等の開発・建築 行為を許可制とすることで安全性を確保



居住誘導・住まい方の工夫のイメージ

## 貯留機能保全区域の指定

洪水・雨水を一時的に貯留する機能を有する農地 等を指定し、機能を阻害する盛土等の行為に対し、 事前届出を義務付けることができる

- 指定権者:都道府県知事等
- 盛土等の行為の事前届出を義務化
- 届出内容に対し、必要に応じて<mark>助言・勧告</mark>



貯留機能を有する土地のイメージ

〇 既存の事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置 付けられた国・都道府県・市町村・民間事業者等が実施するハード対策を計画的かつ集中的に実施し、早期に治 水安全度の向上を図る。

## 特定都市河川浸水被害対策推進事業 (個別補助事業)の創設

既存の交付金・個別補助事業を統合・リニューアルすることにより、土 地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた都道府県・市町村・民間事業者等が実施する事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。



	河川対策	流域対策
事業 メニュー	河道掘削、堤防整備、遊水地 の整備、輪中堤の整備、 排水機場の機能増強 等	雨水貯留浸透施設 <sup>※4</sup> 、 二線堤の整備 等
実施主体	河川管理者	都道府県、市町村、民間事業者 等
国庫補助率	1/2(個別補助事業)	1/3(通常) ⇒ <u>1/2(個別補助事業)</u>

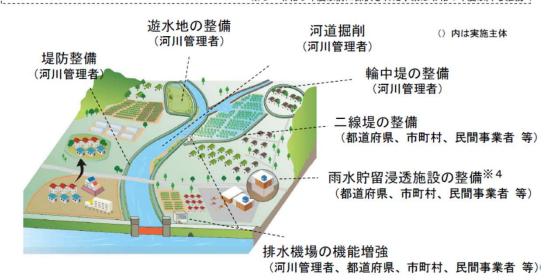
※1 この他、特定都市河川で実施する事業を一部切り出す事業もある

※2 特定都市河川で実施する事業を切り出し、それ以外の事業は継続して実施

### 流域治水整備事業(国直轄事業)の創設

既存事業を統合・リニューアルすることにより、土地利用規制等のソフト対策を含む流域水害対策計画に位置付けられた国直轄事業を計画的かつ集中的に実施し、早期に治水安全度を向上させる。

# 総合治水対策特定河川事業※3 **事業の発展的統合**総合内水緊急対策事業※3 土地利用一体型水防災事業※3 ※3 令和3年度以前に採択された事業は令和4年度以降も継続



特定都市河川流域における主なハード対策

※4:雨水貯留浸透施設の整備(R3年度に制度拡充) 実施主体:市町村、都道府県、民間事業者等 国庫補助率:1/2 その他支援:民間事業者等が整備する場合の固定資産税の減税 (課税標準を1/6~1/2の範囲で条例で定める範囲の割合とする) 気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域において、<u>地方公共団体や民間事業者等の流域</u> 関係者が一体となって、追加的な雨水浸透や貯留に係る取組を一層促進する必要。

## 【改正概要】

① 地方公共団体に対する法定補助制度や国有財産の活用制度創設

流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設を設置する地方公共団体(河川管理者及び下水道管理者を除く)に対し、法定補助制度を創設。また、普通財産である国有地の無償貸付又は譲与を措置

② 民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る認定制度創設

民間事業者が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を満たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画認定制度を創設。認定事業者への施設設置費用に係る法定補助、地方公共団体による管理協定制度等を措置

#### 【①地方公共団体に対する法定補助制度等の概要】

【主体】 地方公共団体(河川管理者及び下水道管理者を除く) 【対象事業】流域水害対策計画に基づく雨水貯留浸透施設 の設置に係る事業

【補助率】1/2 ※補助率は政令で規定

【その他】国有地の無償貸付または譲与





【防災調整池】



【校庭を活用した貯留施設】

### 【②民間事業者等による雨水貯留浸透施設整備に係る

計画認定制度の概要】

都道府県知事等

#### (計画への記載事項)

- ・雨水貯留浸透施設の位置、規模、構造・設備
- ・雨水貯留浸透施設の管理方法・期間
- 雨水貯留浸透施設の設置に係る資金計画 等

認定申請

認定

#### (認定の効果)

間

事業者等

- ・国又は地方公共団体による費用補助
- 管理協定締結に基づく地方公共団体による施設管理 等

## (参考) 地方公共団体や認定事業者による雨水貯留浸透施設整備への支援制度

雲出川中流部流域水害対策協議会準備会

河川管理者・下水道管理者のみならず、流域の関係者による流域対策を推進するため、関係者が参画する協議会制度を創設するとともに、雨水貯留浸透施設整備に係る予算・税制に係る支援制度を拡充する必要

## 実施体制の構築(流域水害対策協議会制度の創設)

支援制度の拡充(雨水貯留浸透施設の整備)

 $\widehat{\Pi}$ 

関係者(河川管理者、下水道管理者、地方公共団体、流域関係者等)による流域水害対策を計画的かつ整合的に推進するため、新たに流域水害対策協議会を設置

#### 【平常時】



【出水時】



雨水貯留浸透施設の例(防災調整池)

#### 河川管理者•下水道管理者 左記以外の地方公共団体 民間事業者等 による雨水貯留浸透施設整備 による雨水貯留浸透施設整備 による雨水貯留浸透施設整備 「補助率等] 1/3 1/2 1/3 (防災・安全交付金)等 (防災・安全交付金) (下水道区域における間接補助。但し、地 方公共団体が助成する額の1/2)等 現行 1/3 (下水道区域外も対象にした間接補助。但し、 地方方公共団体が助成する額の1/2) 新たな制度 地方公共団体への補助 認定事業者への補助 河川管理者: (令和3年度~) 1/2 ※特定都市河川浸水被害対策法に基 特定都市河川法に基づく認定計画に位置 特定都市河川法に基づく流域水害対策 づく施設のみを河川法の特例として整備 付ける雨水貯留浸透施設 計画に位置付ける雨水貯留浸透施設 固定資産税の減免 認定計画に位置付ける雨水貯留浸透 施設に係る固定資産税の課税特例

## <雨水貯留浸透施設の例>







周囲の充填材から構成される構造物





雨水ますの底部に穴を開け、その周囲に砂利を敷きならべたもの

#### 雨水活用施設



雨水を貯留タンク等に溜め、水道用水ほどの水質を必要としない水洗トイレ、散水、その他の 用途に使用するもの

- 〇 宅地等以外の土地で行う一定規模(1,000m2\*)以上の雨水浸透阻害行為(土地からの流出雨水量を増加さ せるおそれのある行為)は対策工事(雨水貯留浸透施設の設置)が必要。
  - ※都道府県等の条例で500m2以上1.000m2未満とする範囲内で別に定めることができる。

## 許可の対象となる雨水浸透阻害行為

許可の対象となる雨水浸透阻害行為として、以下の4つの行為を規定している。

1) 「宅地等」にするために行う土地の形質の変更

## 「宅地等」以外の土地 (流出係数 小)

雨水浸透阻害行為

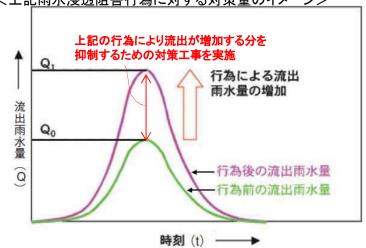


「宅地等」に含まれる土地

(流出係数 大)

- 【山地】 【林地】 【耕地】 【原野(草地)】 【締め固められていない土地】
- 2) 土地の舗装 例) 農地の駐車場への改変
- 3) 排水施設を伴うゴルフ場、運動場等の設置
- 4) ローラー等により土地を締め固める行為

<上記雨水浸透阻害行為に対する対策量のイメージ>



<対策工事の事例:建物の地下に雨水貯留施設を設置>



〇 一定規模(100m3 ※)以上の防災調整池を保全調整池として都道府県知事等が指定し、機能を阻害するおそれのある行為(埋立て等)に対する届出を義務づけ。都道府県知事等は必要に応じて助言・勧告。

※都道府県等の条例で引き下げ可能。

○流域内住民等が雨水貯留浸透に自ら務める等の努力義務が規定。

## (1) 保全調整池に係る行為の届出

既存防災調整池を保全調整池として指定できる。 埋立てのように、機能を阻害するおそれのある行為は知事等への届出義務





従前の防災調整池

埋め立て後の状況

\* 雨水浸透阻害行為と同様に標識を設置する

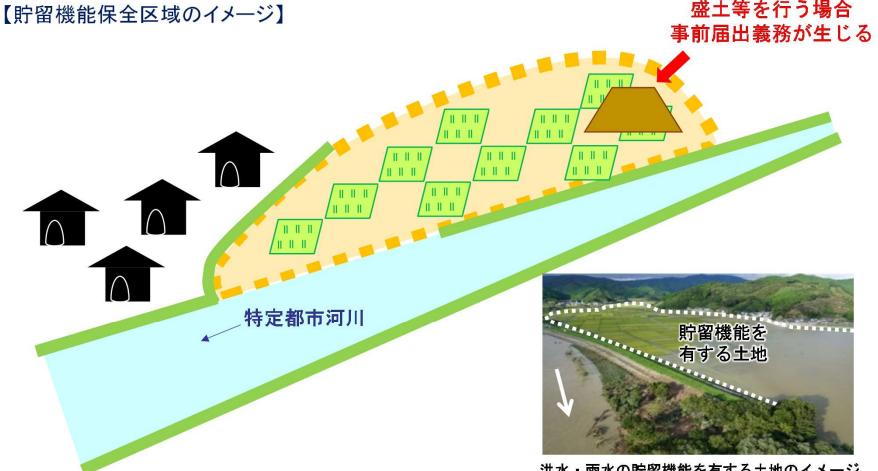
## (2) 保全調整池に係る管理協定

地方公共団体が所有者と協定を締結して管理できる。

## (3) 流域内住民等の努力義務

雨水貯留浸透に自ら努力。河川管理者等の措置に協力。

- 河川沿いの低地や流域内の窪地など、過去より保全されてきた<mark>浸水の拡大を抑制する効用を保全するため、</mark> 洪水や雨水を一時的に貯留する機能を有する土地について、都道府県知事等(政令市長、中核市長)が、 市町村長からの意見を聴取し、<u>土地の所有者の同意</u>を得た上で、<u>貯留機能保全区域として指定</u>することが できる。
- 区域内の土地において盛土、塀の設置等を実施する場合、事前に都道府県知事等に届出なければならない。 都道府県知事等は届出に対して<u>必要な助言又は勧告</u>をすることができる。
- 〇都道府県知事等は市町村長や土地の所有者の意見聴取により指定を解除することができる。



- <u>高齢者等の要配慮者の方をはじめとする人の生命・身体を保護するため</u>、洪水が発生した場合に著しい危害が生ずるおそれがある区域を、<u>都道府県知事が</u>市町村長からの意見聴取等を実施した上で、「<u>浸水被害防止</u>区域」として指定し、<u>開発規制・建築規制</u>を措置することができる。
- 開発規制については、<u>住宅(非自己)・要配慮者施設等の盛土・切土等を伴う開発行為</u>を対象に、洪水等に 対する土地の安全上必要な措置が講じているか<u>事前許可</u>が必要。
  - (あわせて都市計画法における開発の原則禁止の区域(レッドゾーン)に追加。また防災集団移転促進事業の移転対象区域に追加。)
- 建築規制については、<u>住宅(自己・非自己)、要配慮者施設等の建築行為</u>を対象に、居室の床面を基準水位以上、洪水等に対して安全な構造としているか等の事前許可が必要。
- なお、河道又は洪水調節ダムの整備の実施などにより指定を解除することができる。

## 

ピロティ構造の事例

気候変動による降雨量の増加を勘案し、特定都市河川流域における関係者一体となった水害対策を一層促進するため、「流域水害対策計画」の内容を見直し、流域の事業者や住民に密接に関連する事項を位置付けるとともに、計画の効果的な実施・運用体制の構築が必要。

### 【改正概要】

- 〇 「流域水害対策計画」に<u>雨水貯留浸透対策の強化(公共団体・民間による対策や緑地保全等)、浸水エリアと</u> その土地利用等を新たに位置付け
- 見直し後の「流域水害対策計画」の効果的な実施・運用に当たり、流域関係者が参画する「流域水害対策協議会」制度を創設

## 【流域水害対策協議会のイメージ】 河川管理者 下水道管理者 市町村長 接続河川の 都道府県 河川管理者 知事 住民(地域の防災 リーダー等) 学識経験者 ※計画策定主体が必要と認める場合 ※計画策定主体が必要と認める場合 民間事業者等 ※計画策定主体が必要と認める場合

## (協議会設置)

国土交通大臣指定河川:設置必須都道府県知事指定河川:設置任意

## (構成員)

- •流域水害対策計画策定主体
- ・接続河川の河川管理者
- ・学識経験者その他の計画策定主体が必要と 認める者

## (協議事項の例)

- ・流域水害対策計画の作成に関する協議
- ・計画の実施に係る連絡調整



構成員は協議結果を尊重

- 特定都市河川及び流域が指定されたときは、特定都市河川の河川管理者、特定都市河川流域内の都道府県 及び市町村の長、特定都市下水道の下水道管理者は、共同して流域水害対策計画を定めなければならない。
- 当該計画の策定にあたっては、必要に応じて、学識経験者への意見聴取、公聴会の開催等流域内の住民の 意見を反映させる措置を講じなければならない。

## 【流域水害対策計画に記載する事項】※下表内の下線部は改正による変更・追加事項

現行法	改正法
	一 <u>計画期間</u>
ー 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針	二 特定都市河川流域における浸水被害対策の基本方針
二 特定都市河川流域において <u>都市洪水又は</u> 都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨	三 特定都市河川流域において都市浸水の発生を防ぐべき目標となる降雨
	四 前号の降雨が生じた場合に都市浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深(都市浸水想定)
三 特定都市河川の整備に関する事項	五 特定都市河川の整備に関する事項
四 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施 設の整備に関する事項	六 特定都市河川流域において当該特定都市河川の河川管理者が行う雨水貯留浸透施 設の整備に関する事項
五 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)	七 下水道管理者が行う特定都市下水道の整備に関する事項(汚水のみを排除するためのものを除く。)
六 特定都市河川流域において河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う浸水被害 の防止を 図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に関する事項	八 特定都市河川流域において <mark>河川管理者及び下水道管理者以外の者が行う雨水貯留</mark> 浸透施設の整備その他浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への 浸透に関する事項【※ <u>緑地に関する施策に関する事項を記載可</u> 】
	九 <b>雨水貯留浸透施設整備計画の認定</b> に関する事項
七 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項	十 下水道管理者が管理する特定都市下水道のポンプ施設(河川に下水を放流するためのものに限る。)の操作に関する事項
	十一 <u>第四号(都市浸水想定)の区域における<b>土地の利用</b>に関する事項</u>
	十二 <u>貯留機能保全区域又は浸水被害防止区域の指定の方針</u>
八 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項	十三 浸水被害が発生した場合における被害の拡大を防止するための措置に関する事項
九 全各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項	十四 前各号に定めるもののほか、浸水被害の防止を図るために必要な措置に関する事項

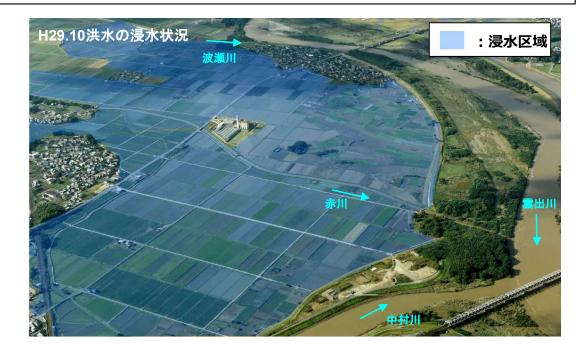


## 雲出川中流部における過去の浸水実績

○近年10年(平成21年~平成30年)では、平成22年を除いて浸水被害(農地浸水を含む)が発生しており、ほぼ年1回の浸水頻度となっている。



H21.10洪水の浸水状況





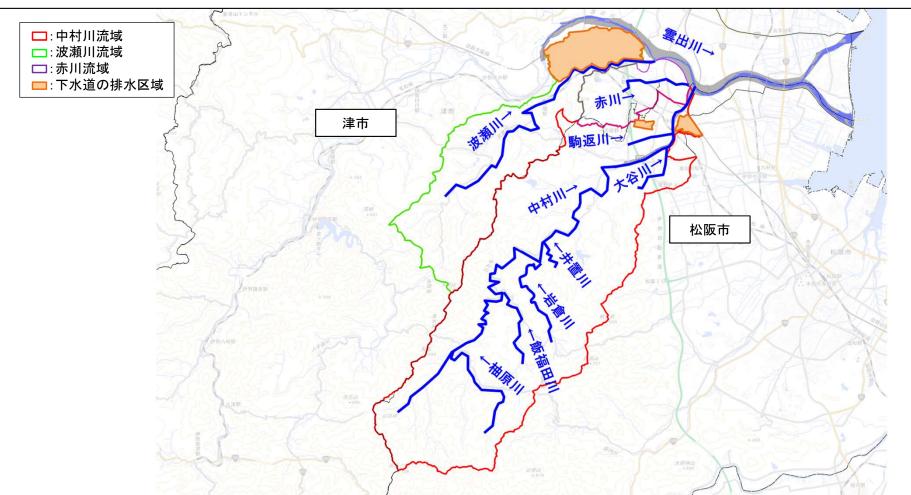








- ■特定都市河川として、中村川(直轄および県管理区間)、駒返川(県管理区間)、大谷川(県管理区間)、井置川 (県管理区間)、岩倉川(県管理区間)、飯福田川(県管理区間)、柚原川(県管理区間)、波瀬川(直轄および 県管理区間)、赤川(県管理区間)の指定を目指す。
- ■特定都市河川流域として、<u>中村川、波瀬川、赤川の流域(下水道の排水区域を含む)</u>の指定を目指す。
- ■特定都市河川指定がなされたのちには、同流域内の雨水浸透阻害行為に対する流出抑制対策が義務化されるとともに、地域住民の理解を得ながら、本支川の合流点付近の浸水しやすい地域の浸水被害防止区域への指定を目指す。



令和3年 5月10日

正する法律 公 布

令和5年

悪出 流部流域水害対策協議会準備会

今回 1月23日

特定都市河 法定意見聴取 川指定に あたっ 県 市長など】







特定都市河

【国交省 県



県

特定都市河

流域水害対策計画 (原案)

流 域

害対策協議 会





流域水害対策計画 策定

19